

チャプター規約Q&A

Q. 協議会未加入の方も、チャプターの活動に参加できますか？

A. 地域チャプター規約及びテーマチャプター規約第2条に記載のあるとおり、協議会に未加入の方でも、チャプターの活動やイベントに、ご希望に応じてオブザーバーとして参加することが可能です。スポットでのご参加となりますので、チャプター名簿への記載は必要ありません。チャプター活動ご参加の機会に、ぜひ積極的に入会をお勧めしていただければ幸いです。

Q. チャプターごとに予算はありますか？

A. チャプターがイベントを実施する場合、イベント助成費の対象になります。※別途イベント助成費ガイドラインによる。

2021年度イベント助成費ガイドラインはこちら。→ <http://bit.do/fp3zP>

チャプター設立申請書もしくはチャプター更新申請書に、次年度実施予定のイベント内容及び請求予定の助成費概算をご記入ください。

また、今回支給を希望する各チャプターに、定額のチャプター活動支援費をお渡しします。チャプター活動の活性化にお役立てください。チャプター活動支援費については、年度末（3月）に指定の様式にて使途を報告していただきます。領収書の提出は必要ございません。

Q. 地域チャプター設立において、規模や枠組みの指定はありますか？

A. 地域チャプター規約第2条に記載のあるとおり、市区町村、都道府県の枠を超えた設立も可能です。（例：西日本チャプター）また、重複する地域チャプターの設立や同時入会も可能です。（例：西日本チャプター、関西チャプター、大阪チャプターの設立、3チャプターへの同時入会など）

Q. 地域チャプター、テーマチャプターともに、要件が”正会員3名以上”とありますが、法人の場合は3法人以上ということでしょうか？ それとも、正会員の法人Aから2名、正会員の法人Bから1名でもよいのでしょうか？

A. 3法人以上で設立可能です。一つの法人から複数名がチャプター活動に参加する場合は、チャプター名簿に代表者の氏名を記入ください。

Q. なかま個人会員もチャプター活動に参加することはできますか？

A. はい、もちろん可能です。チャプター設立には正会員3名以上が必要ですが、チャプター活動において、チャプターの代表や副代表、会計を担っていただくことも問題ありません。

Q. 新しく協議会に加入した方に、どのようにチャプター制度の案内を行いますか？

A. 入会時、保険制度や会員特典のご案内をする際に、合わせてチャプター制度と各窓口のご案内を行います。新規加入者から、直接各チャプターへ連絡をとっていただく運用に予定です。事務局から地域チャプター担当者への個別連絡については、今後検討いたします。

Q. チャプター合同のイベント開催は可能ですか？

A. 可能です。各チャプターごとにイベント助成費の申請もできますので、ご利用ください。詳しくはイベント助成費ガイドラインその他の項をご確認ください。

Q. チャプター活動の報告の場はありますか？

A. 毎月1回理事会後に、2020年度までの「支部連絡会報告」に代わり、チャプター報告会を開催予定です。全国の会員みなさまにもオブザーブ参加を募り、開かれた場にしていきたいと考えています。年間スケジュールに関しては、別途会員みなさまにご案内いたします。

Q. テーマチャプターの設立を考えていますが、正会員3名を集めるハードルが高いように感じます。どのように集めたら良いでしょうか？

A. 同じテーマに興味がある会員が集まりやすいよう、テーマチャプター案の時点で会員みなさまに共有できる方法を事務局で検討しております。2021年度は、チャプター制度開始初年度のため、年度途中のチャプター設立も可能です。ご不明な点等ございましたら、お気軽に事務局までご相談ください。

Q. 新規設立チャプターのテーマや地域が重複した場合はどのように調整しますか？

A. 上記のご質問同様に、チャプター案の時点で、みなさまに共有できればと考えております。現在事務局でも検討しておりますが、良いアイデアがございましたら、ぜひお声がけください。

制定：2021年2月24日

改訂：2021年3月15日